

飯田市議会 議会運営委員会 所管事務調査（視察）報告

令和元年12月18日

第1 調査実施期日

令和元年10月16日（水）

第2 調査事項（視察項目及び視察先）

- 1 議会の活性化と議会運営について [愛知県 知立市議会]
- 2 議会の活性化と議会運営について [愛知県 岩倉市議会]

第3 参加者

議会運営委員長 福沢 清、議会運営副委員長 永井一英

議会運営委員 山崎昌伸、熊谷泰人、吉川秋利、木下克志、村松まり子、井坪 隆

議長 湯澤啓次、副議長 原 和世

第4 調査概要（視察報告）

1 議会の活性化と議会運営について

〔愛知県 知立市議会〕

(1) 調査概要

日時	10月16日（水） 午前10:00～11:40
場所	愛知県 知立市議会 議会会議室
説明者等	田中健 議長、杉山千春 副議長、議会運営委員会 風間勝治 委員長、 議会改革特別委員会 永田起也 委員長、石川副委員長、 牛野委員、中島委員、他事務局員
視察の視点	ア 議会の活性化を図る上で、議会運営委員会がどのような役割を果たしているか イ 議会改革特別委員会と議会運営委員会の連携や役割分担は ウ 議長の諮問に関して具体的な事項はあるか エ 議会運営委員会の課題認識は

(2) 調査報告（調査内容）

議会の活性化と議会運営について

○知立市議会における「議会基本条例と議会改革のあゆみ」についての説明を頂いた。

①条例制定の背景

ア 2000年の地方分権一括法の施行により、市議会の役割・責任の増大

イ 議会活動及び議員活動に対する市民の疑問や批判

これを受け「市議会に対する改革の必要性」を痛感し「議会と議員の行動指針の明確化」を図るため、議会基本条例の制定に至った。

②条例制定の経過

平成22年12月定例会 議会改革特別委員会を全会派一致にて設置

平成23年11月 市民アンケートの実施。以後政策部会15回、作業部会12回、特別委員会31回を開催し、検討を重ねる。

平成25年1月25日～2月7日 市民からの意見募集を行う。

平成25年2月 条例案確定

平成25年3月定例会 全会一致で可決・制定

③条例制定の趣旨

ア. 市民に開かれた議会 イ. 議員が議論する議会 ウ. 議員が行動する議会、とするために「議会改革」を行い、「二元代表制における議会機能の強化」につなげることで、「議会の活性化」を図る。そのことが「市政の発展」と「市民福祉の向上」に資する。

④条例の特徴・・・憲法を準用

ア 前文、目的・基本理念を、日本国憲法の前文の理念を基本とし、主権在民を基調とする民主主義の原理を明記。

イ 憲法第93条第1項に規定される代表議事機関として、地方自治の本旨の実現を目指す。

ウ 憲法第93条第2項に規定される二元代表制を再認識し、議論を充実させ、議会の活性化を図り、市民の負託にこたえることを目指す。

⑤「市民に開かれた議会」

第9条 議会の公開や公聴会、参考人制度の導入、請願・陳情の提出者の意見を聞く機会

の保障

第10条 議会報告会の開催 … 毎定例会ごとに、年4回開催

第18条 委員会と市民・団体との意見交換会や出前講座の開催

第22条 一般質問録画映像インターネット配信、電子表決システムの導入

⑥「議員が議論する議会」「議員が行動する議会」

第11条 一般質問の一問一答制、市長以下執行部に反問権（趣旨確認の範囲）を認める

第13条 予算・決算における政策説明資料の要求

第16条 議員相互の自由討議による合意形成

第17条 政策討論会の開催による、政策立案・政策提言の強化（これまで11回開催）

⑦議会報告会

ア 平成24年2月に第1回を開催、以後年4回定例会ごとに開催。会場は中央公民館大会議室1ヶ所。

イ 3月と9月は、常任委員会報告と意見交換会を基本とし、6月と12月は、市民との合同研修会やタウンミーティング形式の意見交換とする。

ウ 議会報告会でのアンケート結果等の開催結果と、市民からの質問に対する回答書をホームページ等で公開。

エ 課題として、参加者が固定化し、新たな市民の参加が少ない。

⑧自由討議

ア 平成24年12月定例会から導入。

イ 運用基準に基づき、委員会にて実施。

ウ すべての議案及び請願・陳情を対象とする。

エ 1案件につき30分以内とするが、委員長の判断により延長は可能。

オ 課題として、自由討議の機会は設けているが、自由討議が行われないことが多い。

⑨議決事件の拡大

ア 平成25年3月定例会にて、議員提出議案として「知立市議会の議決すべき事件を定める条例」を提出、全会一致で可決・成立。

イ 知立市総合計画をはじめとして、男女共同参画プラン、環境基本計画など全14プランを対象。

⑩政策討論会

ア 平成27年10月～28年6月に、第9・10・11回を開催。

イ 政策テーマ：地方創生

ウ 平成28年6月29日「地方創生に関する政策提言書」をもって市側に提言。

エ 議会改革特別委員会内に、政策討論会の幹事会としてのプロジェクトチーム（各会派1名ずつの6議員で構成）を立ち上げ、計9回の協議を重ね「知立市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4本の柱を基にした6項目からなる政策提言書を作成、市長に提言。初の全会派一致の政策提言書となり、多文化共生に関する予算増につながった。

オ 全会派一致で、議会が一つになっての提言であることから、行政へのインパクトは強い。一方で、全会派の意向を取り入れているため、内容がぼやけてしまう面があった。

○知立市議会におけるその他の議会改革

①平成24年3月 議員政治倫理条例制定

- ②平成 26 年 8 月 予算決算委員会の設置（常任委員会）
- ③平成 26 年 12 月 本会議の会議録検索システムの導入
- ④平成 27 年 9 月 本会議場における電子表決システムの導入
- ⑤平成 28 年 2 月 議会 B C P（業務継続計画）「災害発生時対応要領」「災害発生時の行動マニュアル」制定
- ⑥平成 28 年 3 月 委員会の会議録検索システムの導入
- ⑦平成 28 年 11 月 子ども向けの市議会ガイド作成
- ⑧平成 29 年 4 月 議員と事務局間の連絡をファクシミリからメールに一元化
- ⑨平成 29 年 4 月 会議録の全議員への冊子配布を廃止（希望者のみ配布）
- ⑩平成 29 年 9 月 市議会傍聴規則の改正（児童及び乳幼児の規定追加）
- ⑪平成 29 年 9 月 議会資料のホームページ掲載（議案を要約したもの）
- ⑫平成 30 年 8 月 議長主催による初当選議員研修会（議会改革の要旨）開催
- ⑬平成 31 年 6 月 議会だよりをアプリ「マチイロ」で閲覧可能に
- ⑭平成 31 年 6 月 議員報酬特例条例制定

○議会の活性化を図る上で、議会運営委員会が果たす役割

（議会改革特別委員会と議会運営委員会の連携や役割分担）

- ・議会改革の議論は「議会改革特別委員会」が担っている。議会運営委員会は、議会改革に関わる事項について議会改革特別委員会に諮問し、答申を受ける。
- ・専決処分案件について、以前は代表者会に諮って決めていたが、現在は議院運営委員会の役割としている。

○議長の諮問に関する特別な事項

- ・現状では、全国市議会議長会などで議論があつて、意見を求められる事項。

○議会運営委員会の課題認識

- ・議会運営委員会は、法令に則り格式高く運営されるべきである。全会一致で決められないことの続いた時期があつたが、議論を深め極力全会一致を目指したい。

○その他

- ・議院運営委員会と会派代表者会との役割分担について、会派代表者会は協議、調整の場とし、決定は議会運営委員会で行うよう、役割を明確化している。
- ・会派制について、会派制は任意であり、法的根拠はない。最近、会派制をなくす議会が出てきているが、議会運営を考えた時、会派制は必要と考えている。スムーズな意思決定のためにも、会派制の充実を図る必要がある。

(3) 主な質疑応答

Q 議会の活性化を図る上で、議会運営委員会がどのような役割を果たしているか？

議会改革特別委員会と議会運営委員会の連携や役割分担は？

A 議会の活性化、広い意味での議会改革は、「議会改革特別委員会」に担ってもらっている。議会運営委員会は、少数の会派（一人会派）が入っていないが、「議会改革特別委員会」は全ての会派のメンバーが入っているため、そこで議会改革について協議をしてもらい、その結

果を議運へ提案してもらうようにしている。

例外的に、議会改革特別委員会がかつて議論したが成就しなかったものに関して、時間の経過を経て議運で再検討して成就させたものがある。

例) 議会での審議前の資料を WEB 掲載すること … 議案が議会へ提出された時点で、審議前の資料であっても市民に公表 (WEB 掲載) している。

Q 議長の諮問に関して具体的な事項はあるか？

A 例としては、一般質問でのパネル使用等について協議している。(現在進行形)

他には、一般質問の時間、会期日程の組み替え、傍聴規則の改定 (乳幼児の入場) などを協議した。

Q 「議会改革特別委員会」と議会運営委員会の連携は重要と考えるが、「議会改革特別委員会」の構成 (議員の期数など) は？

A 知立市は 6 会派あり、各会派から送り出してもらっている。期数が若い議員が多いことも事実であるが、議会基本条例を制定した頃の思いや背景・経緯を大切に継承していくために、1 期生が視察対応の説明を行ったり、新人議員の研修を実施したりして、知立市議会の思いを伝えている。議会が議会として機能していくために、議会改革は重要である。昨年は、20 人中 8 人が初当選議員となったので、議長主催の研修会を実施し、波が途切れないように、流れが途切れないように行っている。

Q 議運との役割分担は？

A 議会運営委員会の役割分担については、悩む部分もある。

法律根拠としては、地方自治法第 109 条第 3 項に議会運営委員会の事務が残っており、非常に重要な委員会として考えている。平成 24 年の自治法改正では、委員会に関する規定が簡素化されたが、議会運営委員会は引き続き規定されている。

議会運営委員会は、①議会の運営に関する事項、②議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、③議長の諮問に関する事項 と定められており、お堅い委員会のため自由闊達な意見が出にくい。

そういう流れの中で知立市議会では、特別委員会という協議しやすい場を設置し、さらに全会派から委員を選出して議論していくこととしている。そうすることで、うまく連携をしている。

なお、地方自治法第 179 条の専決処分などの重要な案件は、決定機関とし議会運営委員会が扱っている。以前は、代表者会議で扱っていたが、代表者会議は協議調整の場 (法第 100 条第 12 項) と位置付けたので、決定を要するものは議会運営委員会で扱うこととした。

Q 議会運営委員会の中で「個人の発言」についてどう扱っているのか？ —「議会運営の実際」という書籍では、会派としての発言が求められていると書かれているが—

A 先進的な議会では、会派制を無くすところがあると聞いているが、知立市は会派制を取っており、議会基本条例でも会派制の充実を位置付けている以上は、議会運営委員会に出てくる委員は、個人的な意見を控えるべきと考えている。議会運営委員会は、会派を代表して出てくる委員である。地方自治法 109 条第 3 項に定められている内容や逐条解説を読み解くと、会派を代表して出ている以上は、会派の運営を中心に法的な議会運営の中で調整していくものとする。

個人の意見は会派の方で調整してから、会派の意見として議運へ出してもらう。最大会派

で1人の議員が個人の意見を言い出したら、会派の意向が分からなくなり、不安定な議会運営にも繋がる。地方自治法の精神を読み取れば、総務省（旧自治省）の見解を踏襲して運営していくことが当たり前だと思う。

ただし、議会改革の取り組みを進める中では、会派の中で意見をまとめることが難しい場合もあるため、議会改革の委員会とリンクして、並行させながら議会運営をしていく必要があると考える。

Q 議会運営委員会は会派の人数割などもあり、大勢の委員がいる場合など、運営にも課題があると思うが？

A 委員会の条例を読めば、本会議と違い委員会では各委員が自由な意見が言えると読み取れるので、議運の運営には様々な見解もあると思うが、会派制を前提に運営している我が議会の場合は、そこをベースに（会派の意見を尊重した）民主的な議会運営をしている。

Q 議会運営委員会で採決（多数決）を行っているのか？

A 全会一致を目指しているが、議運で一致しないこともあるため、本当に重要な案件は法第112条（議員の議案提出権）を使って会派が議案を提出することも可能としている。

Q 代表者会を「協議又は調整の場」と位置付けた理由と議会運営委員会との役割分担は？

A 平成20年の地方自治法の改正（第110条12項）により、「協議又は調整の場」に該当すれば、議員の「職務」と位置付けることができるようになったため、知立市議会では代表者会を「協議又は調整の場」と位置付けた。

また、知立市議会では、議会運営委員会の構成人数に以前から矛盾を感じていた。議会派の代表者で運営するのが良いと考え、各会派から1名の選出に変更した。（委員長は別に選出）

Q 地方自治法の市長の専決（長の専決処分：法第179条）と議会運営委員会の関係は？

A 議会は、日本憲法第93条に定められた地方公共団体の「議事機関」であり、地方自治法第89条では、普通地方公共団体に議会を置くとされている。

執行機関である市長（当局）が執行するためには、議会の議決が前提である。二元代表制において、議決なき行為は許されない。例外として長の専決処分があり、知立市議会では、専決処分の補足的な手続きとして議会運営委員会が事前に説明を受けることとしている。（事実上の運用）

Q 「知立市議会基本条例」第17条の政策討論会と政策提言の現状はどうか？

A 知立市議会としては、「地方創生」をテーマとした政策提言を行うために、政策討論会を実施した。議会・全会派が一つになって提言を行うことを重視したため、内容については少しぼやけたものとなってしまった。議会の全会一致ということでは成果と考えているが、さらに深い提言を行うためには、常任委員会ごとの絞り込みも必要と考えており、飯田市議会の取り組みも参考にしたい。

※政策提言への仕組みとして、全国的には「会派」重視と「委員会」重視があり、知立市は「会派」重視としてしまったので、飯田市議会のように「委員会」重視に変更していきたい。

Q 次年度の予算に向けて、議会としての取り組みは？

A 各会派では要望を行っているが、議会としてできていないことは、課題と認識している。

決算認定を経て予算に係る提言に繋げていきたいが、地方自治法第222条(予算を伴う条例、規則等についての制限)の壁があるため、執行権限を侵さないように工夫する必要がある。

Q 知立市議会は、会派制度と議会運営委員会の矛盾に関して、議会改革特別委員会がうまく機能していると思う。制度上、議運は必須だが、会派制に関してどう考えるか？

A 会派制は任意のものと認識している。最近では、会派制を無くす議会も出てきた。しかし、議会としての的確な運営を考えると、意思決定をスムーズに行うためには会派制度(会派の充実)は必要と考えている。

(4) まとめ・考察

- 議会改革特別委員会を設置し、議会改革の不断の取り組みへの熱意を感じた。特に、議長による初当選議員への研修会を数回開催し、特に議会改革についての教育に取り組んでいる点は、見習うべきと考える。その一環として、他市議会の視察対応について、説明者に一期生をあてているのは、驚きであった。
- 議会基本条例では、憲法に定めのある二元代表制を明記し、議会議員の求められる姿、果たすべき役割を明確に示している。
- 議会改革を進めるための、市民アンケートを実施(2回目)とのことで、議会改革を議会目線だけでなく市民の目を入れていく姿勢は必要と考える。
- 議会改革について飯田市議会との比較では、知立市が先行している部分と飯田市が先行していると思われる部分とがあり、一概にどちらが優れているとは言い難い。飯田市議会の行政評価については知立市議会からも注目していただいているが、これに安住することなく更に磨きをかけていく必要があると思われる。飯田市は、議会報告会と行政評価を政策形成サイクルのスタートと位置づけているが、知立市議会においては、その点あまり明確でないと感じた。
- 会派代表者会の役割を、協議調整の場として明確に位置づけ、決定はあくまで議会運営委員会で行うとしている。
- こちらの質問に対し、議会運営委員長の風間議員さんが、地方自治法のみならず、総務省の行政実例、地方制度調査会等での議論までも熟知しており、法的根拠や政府見解等を踏まえて的確に答えておられた。飯田市議会としても、風間議員さんのレベルまでとはいかなくても、勉強をしていく必要性を痛感した。

(5) 各委員の所感

ア 参考となりそうな点

委員名	内 容
福沢 清	<ul style="list-style-type: none"> ・改めて、議運として個人と会派の意見の在り方を確認した。 ・議運と議会改革特別委員会の連携がスムーズにしている。
永井 一英	<ul style="list-style-type: none"> ・議会からの条例提案について、議運において意見がまとまらない場合、地方自治法に基づく議員提案を行い本会議において採決し成立させるということも行ったとのこと。考えさせられた。 ・議長からの諮問事項で議論したことでは、傍聴規則を改正し乳幼児を含めたとのこと。議会運営についてしっかり議論していると思った。

山崎 昌伸	<ul style="list-style-type: none"> ・会派代表者会の役割を協議・調整の場として明確に位置付け、決定はあくまで議会運営委員会で行うとしている。 ・議会改革を継続するために、議長主催の初当選議員の研修会を数回開いている。 ・議会改革を進めるための市民アンケートを実施し、議会目線だけでなく市民の目を入れていこうとする姿勢。
熊谷 泰人	<ul style="list-style-type: none"> ・会派制度は法的根拠がない任意のものである。最近撤廃する議会も増えているが、議会のスムーズな運営には会派が必要である。
吉川 秋利	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者会は協議調整機関と位置付けた。議運は委員長以外各会派一人ずつで構成している。このことは、自治法における、議運の運用についての矛盾にも対応しており、代表者会との差別化も図られている。 ・専決処分の前に、行政からの説明がある。
木下 克志	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例に基づいた活動展開が図られており、その裏には歩く条例集のようなリーダーが控えている。 ・「議員定数を20にしたのは失敗だった（周囲の市に合わせた）少なくとも1委員会7～8人の確保は大事」とのこと。
村松まり子	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の専決処分について議運で説明後、議運で認めている。 ・議会運営委員会では、一議員の考えは会派で集約している。 ・議会改革の歩みを新人議員が説明を行っており、議会基本条例の制定の背景などを各議員が共有できるようにしている。
井坪 隆	<ul style="list-style-type: none"> ・議運の自治法上での位置づけをきちんと理解したうえで議会運営がされている。 ・特別委員会を設置して議会改革を推進する取り組みは、議会改革のその重みの体を成している。（翻って飯田市議会は、やや重きに欠けているのではないか）
湯澤 啓次 (議長)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会の諮問機関として議会改革特別委員会が位置付けられ、議運との連携がとられている。 ・議会改革の流れを引き継ぐため一期生が説明し、委員長等ベテラン議員が補完する体制で視察対応を行っている。 ・委員会別に行うテーマ別タウンミーティングの開催。
原 和世 (副議長)	<ul style="list-style-type: none"> ・政策討論会の実施 … 全会派一致の政策提言の提出にこぎ着けたこと。 その成果は見られなかったが、飯田市が目指していることに繋がる。 ・議員の意識の高さ … 期数の浅い議員が積極的に議会制度を理解し、また議会としてその機会を認めている姿勢が、視察対応などから見られた。 ・自治法に対する見識 … 自治法を周知し議員活動のベースとしている点。

イ その他、感じたこと等

委員名	内 容
福沢 清	<ul style="list-style-type: none"> ・ベテランと新人が議員の中でバトンタッチができています。 ・政策討論会など、政策反映を模索している状況がうかがわれた。

永井 一英	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革特別委員会で決まったことは議運ではほとんどひっくり返らないとのこと。 ・議員の中に法令に関するスペシャリストがおおいになった。後でどのような人かと聞くと、独学で勉強されている人だとのこと。少しでも見習いたい。 ・議会改革の取り組みの説明を、経験を積ませるため1期生にさせていた。また、各会派か?期が若い議員に、今回の会議に出席させていた。知立市議会として前に進もうという意気込みを感じた。
山崎 昌伸	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革において、知立市議会と飯田市議会とでは、それぞれに特徴があると感じたが、知立市議会では、政策形成サイクルに対する取り組みがあまり感じられなかった。 ・ご説明頂いた知立市の議会運営委員長さんが、地方自治法に精通しているだけでなく、総務省の行政実例、地方制度調査会等での議論についても熟知されており、自身の勉強不足を痛感した。
熊谷 泰人	<ul style="list-style-type: none"> ・正副議長ほか多くの議員が対応していただいた。特に議長が質問事項について直接説明され最後まで同席されたことに感謝申し上げたい。 ・法令・条例を詳しく勉強されている風間議員には驚いた。
吉川 秋利	<ul style="list-style-type: none"> ・請願・陳情の処理状況は請願0、陳情29（採択10、不採択19）となっている。請願・陳情共に提出者の説明を聞くことになっているので、紹介議員を付けずに、容易に提出できる陳情が多くなっている。 ・議運の委員長が非常に法律に堪能なのは驚いた。的確な説明を頂いた。やはり議員も必要最小限の法律は勉強しなくてははいけない。
木下 克志	<ul style="list-style-type: none"> ・議運には1人会派は出ていない。しかし、議会改革特別委員会には全会派が入る。 ・議運と議会改革委員会は連動している。→細かなことは議会改革で協議する。
村松まり子	<ul style="list-style-type: none"> ・議運の委員長が自治法などについて大変精通している。 ・議会改革特別委員会がしっかり機能している。
井坪 隆	<ul style="list-style-type: none"> ・議運は、実質「会派代表者会」の趣をとっているが、会派制をとる以上は、自治法上の理解を前提に議会運営がされるべきである。 ・一期生を説明担当に当たらせるなど、議会力を高めようとするセンスがいい。
湯澤 啓次 (議長)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治法上の議運の位置づけを補完する形で議会改革特別委員会が設置されており、議運との連携がとられていると感じた。 ・改正自治法、地方制度調査会報告等に精通された委員長による論理だった明快な応答が印象に残った。
原 和世 (副議長)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例は先例集の要約版のようなものでも良いのかな、と感じた。

2 議会の活性化と議会運営について

〔愛知県 岩倉市議会〕

(1) 調査概要

日時	10月16日(水) 13:55 ~ 15:30
場所	愛知県 岩倉市議会 議会会議室
説明者等	梅村 均 議長、関戸育文 副議長 (議会基本条例推進協議会長)、 須藤智子 議会運営委員会委員長 (議会基本条例推進協議会副会長)、 黒川議員、榊谷議員大野議員、井上議員、谷平議員、宮川議員 他事務局員
視察の視点	ア 議会の活性化を図る上で、議会運営委員会がどのような役割を果たしているか イ 議会改革特別委員会と議会運営委員会の連携や役割分担は ウ 議長の諮問に関して具体的な事項はあるか エ 議会運営委員会の課題認識は

(2) 調査報告 (調査内容)

○議長あいさつでは、視察においては出来るだけ多くの議員が参加し意見交換を行う中で議員の質の向上に努めている。とのことで、全議員15名のうち9名の議員が出席されており議会改革への意気込みが感じられた。

ア 議会の活性化を図る上で、議会運営委員会がどのような役割を果たしているか

↓

- ・議会運営委員会は決定機関と位置づけ、議会の活性化や議会改革は、平成23年5月、議会基本条例施行と同時に議員全員15名で構成する議会改革特別委員会を設置し4年間基本条例に基づく自主的な改革を進め、議会が担うべき様々な機能の充実に努めている。
- ・平成27年からは議会基本条例推進協議会と名称変更し、月1回の全員協議会の後、定期的に推進協議会を開催している。

イ 議会改革特別委員会 (議会基本条例推進協議会) と議会運営委員会の連携や役割分担は

↓

- ・議運との関わりは、推進協議会において課題を協議し最終的に議運で決定する。推進協議会は全員参加であり、そこでの協議を重要視しており、議運は決定機関としての役割。

ウ 議長の諮問に関して具体的な事項はあるか

↓

- ・各常任委員会にたいして、施策提言を行うよう求めたことはあるが、特別なことについてはこれまでない。

エ 議会運営委員会の課題認識は

↓

- ・議会運営委員会は会派の代表5名で構成しており、多数決により議決している。これが課題であり議論を深めるうえでも全会一致が必要

○説明は短時間で終わり、議会改革の取り組みになど詳細については意見交換の中で行われたので、
(3)質疑応答の中に記載する。

(3) 主な質疑応答

Q 委員会の代表質問はどの様に行われているか？

A 議会基本条例を一部改正し昨年12月定例会より実施。

ふれあいトーク、議会報告会意見交換会で市民や団体から出された意見・要望・提言などについて、今までは個人の一般質問で取り上げてきたが、執行機関側の答弁は限られたものしか得られず、その時点で終わってしまう。また、委員会の先進地視察で得られた事項について、委員会として直接市長に聴く機会がないなどの課題があった。

四日市・可児市議会では先進的に実施されており、参考にした。

質問内容については、どのテーマでどの様な視点で質問するかを常任委員会協議会で協議し、昨年は2常任委員会委員長が代表して実施した。

政策提案型の質問とし、時間は質問答弁合わせて1時間、代表質問者は一般質問を行わないこととした。

思うような答弁が得られなかったが、その後、委員会として政策提言につなげることができた。

Q 文書質問の実施は？

A 四日市市議会を参考とした。

市民から、一般質問の内容について深い議論が出来ていないとの指摘があり、事前に文書により質問し現状の課題問題点を把握することにより、議論を深めることができるのではないかとの思いから議会基本条例推進協議会で要項様式等を定めたが、未だ実施されていない。

Q 議会報告会と意見交換会を別に開催されているとのことだが内容は？

A 議会報告会は昨年3回、今年は現在まで2回開催した。内容は10月に決算認定の中から、2月には議会が開催される前にプレサーチされた予算案の中から何項目かを選び市民から意見を聴いている。

今年は、財務常任委員会でも16項目を選定し推進協議会で4項目に絞って市民の意見を聴いた。参加者は区長にお願いし回覧板等で周知集めていただいている。議員の支持者や後援会員などではなく、一般市民を対象として実施している。参加者は50名程度。

意見交換会は、市民活動団体や政治倫理団体、体育協会、農業委員会など様々な団体と行っている。やり方は、ワールドカフェ方式で4テーブルに分かれて議員1名がそれぞれ加わり、テーマを決めずフリートークで行い意見を聞いている。

課題としては、9月決算認定前に行政評価を行い市民の意見を聞きたいが、市側から行政評価データが提出されるのが認定後になっており実現に至っていない。

Q 政策提言に対する市側の取り組み状況は？

A これまでの提言では、1~2年遅れるものの議会からの提言をしっかりと受け入れていただき実行につながっている。

- Q 2月の意見交換会において、新年度予算をテーマに行っているとのことだが事前審査にならないか、資料はどうするか？
- A 事前に市側から新年度予算案のプレス発表がある。それを資料として市民の意見を聞く。予算の否決や組み替え等の事例はない。
事前審査については、全国議長会に確認したが自由な市民の意見を取り入れることに関しては問題ないとのことであった。
- Q 市民の「代表」ではなく「代理者」と言われたが？
- A 国会法の中には「代表」と言うことが明確に書かれているが地方自治法では議員は市民の「代表」という文言はない。それぞれ解釈があると思うが、市民の意見をいかに多く吸い上げて責任を持って議論し議決に結びつけるかに心がけている。
- Q 文書質問の要項等は？
- A 議会基本条例12条3項に追加規定した。会期中、閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対して行うことができるとし、取り扱い要綱を作成している。質問内容と回答は全議員に配布する。使い方によっては良い武器になると思われる。
未だ、実行されていない理由は、執行機関側からはどのくらいの質問があるのかなど危惧する声があるのと、議員一人何回までとか細について決めかねているところがある。
- Q 議会サポーターからの意見やそれに対する対応は？
- A 84項目についてサポートをお願いしている。議運で回答を作成し返している。一般質問の内容に対することなど個人的なことについては特に対応していない。特に厳しい批判はない。改善した事例は、委員会での質疑答弁について、「議員は着座で質問しているのに市側が起立して答弁しているのはおかしい」との意見があり委員長が市側答弁者を指名したのち着座での答弁を促すように改善した。
- Q 代表者会と議運の関係は？
- A 過去には代表者会と議運のメンバーが同じ時期もあったが、最近では代表者でない議員が議運に出てくるようになり変わってきている。代表会是非公開で行っている。局長人事や議長からの個別相談など代表者で意見調整を行っている。議員提出議案の意見書についてのみ協議し全会一致であれば議運に送っている。
- Q 条例21条4項に「委員長は委員長報告を自ら作成する」とあるが
- A 委員会は4日間に渡り開催するので膨大なものになる。しかし、議事録は委託業者が最終日までに作成してくるので、その議事録を基に内容を委員長が判断し抜粋し報告している。即決議案についても休憩中に委員長が作成し報告している。
- Q 条例23条3項に「議長は議会事務局の職員人事に関し、任免権を行使し、市長と協議する」とあるが実態は
- A 局長人事については以前から市長と協議してきている。現在は課長級以上を要求し個人名をあげての交渉はない。市長が勝手に決められないようにしている。
- Q 事務局職員数は
- A 局長ほか局員3名で行っているが、増員要求をしてきている。
- Q 議会運営委員会の構成はどの様に決めているか

A 4会派の代表で構成しており5人以上の会派から2名、2名会派から1名とし現在は5名で構成している。会派に属さない議員3名には議決権がないが会議に参加し発言することは出来る。

Q 議会基本条例推進協議会の開催時期や今の取り組みは

A 月1回の全員協議会を午前、午後に推進協議会を行うことで固定している。前の会議で議論になったことを引き続き協議するが、協議会の下にICT、BCP、市民参加の3チームに分け、それぞれのチームで委員会室へのワイファイ設置や議場での防災訓練、議会報告会の日程調整、サポーターへの回答、など様々な事項について検討協議を行いその内容について全体会で確認決定を行っている。

また、検証特別委員会を年末に開催し基本条例に基づいてまだ取り組んでいない事項について検証し課題を認識し、次につなげるようにしているが課題解決に至っていない事項が多くある。

Q 会派に属さない議員が比率的に多く感じるが議会運営に支障はないか

A 無会派3名の議員のうち2名は以前会派に属しており経験がある、1名は新人議員だが、議運では無会派の議員にも意見を聞くよう努めているので、意思疎通がとれないとか、運営上で特に問題になることはない。

(4) まとめ・考察

○議会運営委員会は会派代表1名 計5名の少人数で構成しており単なる決定機関と感じた。全議員で構成する議会基本条例推進協議会に重点を置いているようである。月1回の定例会を実施するとともに、推進協議会の中を3チームに分け、それぞれのチームが様々な事項について改革を進めている。さらに、一年間の取り組みの検証について特別委員会を設けて行っており、議会改革に対する意欲がうかがわれた。

○視察対応に多くの議員が参加し、情報共有に努めている。他議会が先進的に行っている委員会代表質問や文書質問など積極的に取り入れるTTPの精神は見習う必要があると感じた。

(5) 各委員の所感

ア 参考となりそうな点

委員名	内 容
福沢 清	<ul style="list-style-type: none"> 議会基本条例推進協議会がいくつかの部門に分かれて課題解決に取り組んでいる点。 常任委員長代表質問という形で議会全体の意見を当局側に示していること。
永井 一英	<ul style="list-style-type: none"> 以前に行った視察先でも内容は伺ったことがあるが、文書による質問ができるようルール作りがなされていること。
山崎 昌伸	<ul style="list-style-type: none"> 市民から「一般質問が深掘りされていない」との声を受け、一般質問のレベルを上げることを目的として、文書質問の制度を取り入れた。まだ実施していないとのことで、文書質問という形がいかどうかは不明だが、質問のレベルを上げる取り組みは必要と思われる。 議会基本条例推進協議会に全議員が参加し、改革のテーマごとに3つのチームを編成し取り組んでいる点。

熊谷 泰人	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会代表質問や文書質問は検討していく必要があるのではないか。 ・議会基本条例推進協議会は、当議会の広報広聴委員会と議会改革推進会議を併せたような組織と思われる。組織を一本化し専門チームを編成し運営していくのも一考か。
吉川 秋利	<ul style="list-style-type: none"> ・TTP（徹底的にパクリ）の考えで進めている。
村松まり子	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会を定例会前に行い予算など審議する議案について、市民の意見を聞いている。
井坪 隆	<ul style="list-style-type: none"> ・全議員所属の議会基本条例推進協議会は、名称に違和感がないでもないが、内部にPJを設置し年末に総括をしている点は、議員間で認識の共有が図られる体制は学ぶ点がある。
湯澤 啓次 (議長)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会と議会基本条例推進協議会の役割分担、協議会の活発な活動、議運との連携。 ・議会改革への並々ならぬ熱意、誠意ある視察対応。
原 和世 (副議長)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例中に議会事務局員の人事に関して、議長がその任命権を行使とあったが、良くもあり悪くも有りで、微妙なことをスッキリさせていることに驚かされた。

イ その他、感じたこと等

委員名	内 容
福沢 清	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな自治体の先進的などところを取り入れていて意欲は評価できる。理想の方向性が出てくることにつながることを期待したい。
永井 一英	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に4つの質問項目を送付して視察に臨んだ。冒頭の説明は極めて簡単だった。
山崎 昌伸	<ul style="list-style-type: none"> ・他の議会でやっていることで「良いと思ったことはとにかくやってみる」という姿勢=TTP（徹底的にパクリ）は、積極性という意味で必要かも。 ・他の議会からの視察対応に、委員会、会派を問わず議員が出来るだけ参加することは、テーマにもよると思うが一考の必要あり？
熊谷 泰人	<ul style="list-style-type: none"> ・他議会の先進的取り組みを積極的に取り入れるTTPの精神はすばらしい。 ・議会改革への意気込みが強く感じられた。
吉川 秋利	<ul style="list-style-type: none"> ・議員は市民の代表ではなく代理と考えている。
村松まり子	<ul style="list-style-type: none"> ・全議員で構成する議会基本条例推進協議会を設置し、議会力を高め市民の福祉に対応しようと種々取り組んでいる。特に住民参加の取り組みに力を入れている。
湯澤 啓次 (議長)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例推進協議会が非常に活発に開催されており、議会運営を企画・推進する上で協議会が主導的役割を担っていると感じた。 ・15名の全議員の中から正副議長、前議長を含む9名の議員が出席しての視察対応に、岩倉市議会の議会改革への熱意、視察者への誠意を感じた。

原 和世 (副議長)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会運営に関し、委員長報告を委員長自らが作成する、とのことだが、なかなか出来ないことで、よくやっているなど感じた。この事例から、事務局案を精査することに付して、委員会の議論の有り様を行間に込めることは、委員長として有るのかなと思う。 ・文書質問について、そういう考え方もあるのかと、知らされた。
---------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 その他、感じたこと等 (全体)

委員名	内 容
永井 一英	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に4つの質問項目を示して視察に臨んだ。意図は議会改革が進む中、議運の位置づけ、重要度、活かし方を探りたかったわけだが、知立市議会議員との意見交換ではいくつものヒントや考える糸口を与えられた。総体として管外視察の当初の目的は果たせたと思う。
吉川 秋利	<ul style="list-style-type: none"> ・視察は行ってみないと分からないと言う事が良く解った。何れも議員が対応してくれて、生の声が聴けて良かった。
井坪 隆	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会による「議会運営」という視点に絞った視察テーマ、懇談内容は、お互いの意見の交換も相まって、充実した視察であった。
湯澤 啓次 (議長)	<ul style="list-style-type: none"> ・飯田市議会は議会報告会と行政評価による2つの政策形成サイクルを回しているが、広聴機能の更なる強化と、議運と議会改革推進会議、広報広聴委員会、予算決算委員会との役割分担、連携強化を今一度見直すことが必要と感じた。 ・議員主導による議会改革を進める議会と定期的に意見交換する場を検討してもよいかもしれない。